

瑞穂町行政評価委員会 第12回補助金等審査分科会 次第

日 時 平成30年2月8日(木) 午前10時

場 所 瑞穂町役場本庁舎 3階全員協議会室

1 開会

2 議題

議題1 補助金等審査

(審査事項)

2.9 審査—3 ・敬老金及び高齢者(88歳)記念品【高齢課】

2.9 審査—4 ・老人クラブ助成事業補助金【高齢課】

(報告事項)

2.9 報告—4 ・瑞穂町保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金【福祉課】

2.9 報告—5 ・実費徴収に係る補足給付事業費補助金【福祉課】

3 その他

瑞穂町行政評価委員会第12回補助金等審査分科会

審査及び報告事項一覧

1 審査及び報告事項（4件）

番号	担当課	補助金等名称	資料
29 審査-3	福祉部 高齢課	敬老金及び高齢者（88歳）記念品	2
29 審査-4	福祉部 高齢課	老人クラブ助成事業補助金	3
29 報告-4	福祉部 福祉課	瑞穂町保育所等における児童の安全対策強化事業費 補助金	4
29 報告-5	福祉部 福祉課	実費徴収に係る補足給付事業費補助金	5

変更後の補助金額

これらの状況を踏まえ、敬老金の支給を以下のとおり見直します。

- ① 70歳及び95歳への贈呈の廃止
- ② かぞえ88歳の記念品と敬老金の贈呈時期が異なることで、対象者から分かりづらいたの意見が寄せられている等から、88歳の記念品と敬老金を一本化
- ③ 101歳以上の敬老金の贈呈を追加
- ④ 101歳以上の敬老金贈呈に伴い、100歳の敬老金支給額を変更
- ⑤ 事業の基準日が現行条例にないため、新たに条例中に基準日（4月1日）を規定

<対象年齢及び敬老金の上限額>

77歳：10,000円

88歳：10,000円

99歳：20,000円

100歳：30,000円（額変更）

101歳から：30,000円（新規追加）

※なお、現行のかぞえ88歳の記念品贈呈事業は、敬老金に一本化し、88歳敬老金として町長が直接贈呈を行います。

補助割合

実施期間

平成30年4月から

その他

近隣市町村「敬老金」支給対象者調べ

平成29年8月現在

自治体名	対象者	支給額		備考
あきる野市	最高齢者	¥10,000	現金	
	100歳	記念品	—	10,000円相当
奥多摩町	最高齢者 (在宅・施設男女)	¥5,000	町商品券	町内に住所のある施設入所者5,000円
		¥10,000		町内に住所のある在宅高齢者10,000円
	新100歳	¥10,000		介護保険被保険者のみ対象
青梅市	90歳	¥5,000	現金	毎年9月15日において市内に住所がある方。 ※対象者：当該年内に対象年齢に達する者
	100歳	¥10,000		
	95歳	お祝いカード	—	
羽村市	77歳	¥10,000	現金	9月15日現在、市内に住所がある方。施設入所者含む。 ※対象者：当該年度内に対象年齢に達する者
	88歳	¥20,000		
	99歳	¥30,000		
	100歳	¥50,000		
福生市	77歳	¥5,000	現金	9月15日現在、市内に住所がある方。施設入所者含む。 敬老金扱い。
	88歳	¥10,000		
	99歳	¥15,000		
	100歳	¥20,000		
	70歳	¥5,000	市商品券	9月15日現在、市内に住所がある方。施設入所者含む。 記念品扱い。 ※85歳は記念品
	75歳	¥7,000		
	80歳	¥10,000		
	85歳	¥12,000		
	90歳	¥15,000		
	95歳	¥17,000		
100歳以上	¥20,000			
檜原村	88歳		祝品表彰	肩当て・毛布・チャンチャンコ
	最高齢者			
	75歳	¥5,000	現金	9月15日現在、市内に住所がある方。施設入所者含む。 ただし在住1年以上
	80歳			
	85歳			
	90歳			
95歳				
100歳以上	¥10,000			
日の出町	70歳	¥10,000	元気に 長生き 奨励金	対象者 ①9月15日現在の年齢 ②介護保険者が日の出町 ③日の出町に在住者
	75歳, 77歳	¥20,000		
	80歳, 85歳, 88歳	¥30,000		
	90歳, 95歳, 99歳	¥50,000		
	100歳以上	¥100,000		
	80歳, 88歳	祝品		
	90歳			
	100歳			
最高齢者				
瑞穂町	70歳	¥5,000	商品券	敬老の日現在、町内に住所がある方。施設入所者含む。 ただし町外から町内の施設に入所している方には贈呈しない。 民生委員により贈呈
	77歳	¥10,000		
	88歳	¥10,000		
	95歳	¥10,000		
	99歳	¥20,000		
	100歳	¥50,000		

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	老人クラブ助成事業補助金
担当部署	福祉部 高齢課 高齢係
担当者名	並木 照子
補助対象 老人クラブ及び老人クラブ連合会が行う活動に対して事業費の一部を補助することにより、円滑な執行を図るものです。 ①<老人クラブ運営費補助金> 各老人クラブに対する補助金です。会員30人以上と30人未満の老人クラブで金額が異なります。 ②<老人クラブ連合会運営費補助金> ・一般事業 ・特別事業 ・健康づくり事業 に対して基準により補助します。	
規程等 ◎瑞穂町老人クラブ助成事業補助要綱（平成18年告示第87号） ◎平成29年度老人クラブ助成事業の実施について（東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課） ◎平成29年度東京都高齢社会対策区市町村包括補助事業補助要綱（平成28福保高在第1150号）	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 地区ごとの老人クラブでは、日々元気に楽しく過ごすために、介護予防となる健康増進事業、公園又は会館清掃などの社会奉仕活動、小学生や高齢者等の見守り活動など様々な事業を行うことで、仲間づくり（孤立化の防止）や居場所づくりの創設に寄与しています。 また、地区ごとの16の老人クラブ（平成29年4月1日現在）からなる瑞穂町老人クラブ連合会では、老人クラブ活動の成果として16のクラブが参加するペタンクや輪投げなどの各種大会の開催、会報の発行、会員を対象とする介護予防を目的とした健康づくり事業及び数か月間練習を行った成果として行うチャリティコンサートなどの生きがいづくり事業を行っています。 これらの活動を支援するため、事業費の一部を補助するものです。	

補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）

町の高齢化率は、直近（1月1日現在）では、27.33%となっており、今後ますます高齢化が進むことが予想されます。しかしながら、高齢者の活躍を支援する老人クラブの加入率は、全国で下がっている状況です。町でも平成21年度までは21クラブで活動していたものが年々減少し、平成29年4月には16クラブでの活動となっています。

町の老人クラブの活動を支援することで、生きがいつくりや居場所づくりの創設につながり、活動の充実を図ることができます。また、老人クラブの活動が活発になることで、ひいては町の医療費の削減や介護保険料の削減につながるものと考えています。

①＜老人クラブ運営費補助金＞

現在の老人クラブに対する補助金は、1クラブに対する定額補助金のため、会員の増員に積極的に動かないという状況も見られ、クラブにより人数に大きな差が生じています。また、高齢者の見守りについては、東京都老人クラブ連合会（東老連）の補助事業で友愛訪問活動事業がありますが、東老連が事業内容等の見直しを行ったことで、今後、会員に対する友愛訪問活動（見守り活動）の事業が衰退していくことが懸念されます。町としても、せっかくある見守り活動をなくすのではなく、今ある形をもとに継続的に進める必要があると考えています。

②＜老人クラブ連合会運営費補助金＞

現在の老人クラブ連合会に対する補助金は、一般事業の定額補助と特別事業、健康づくり事業からなっています。会員の減少が進む中、会員を増やす努力をしなければならぬ時期に来ていることから、今までの会員向けの事業だけでなく、補助額は変更せず、新たな会員加入を促進する事業を推進していきます。

補助金額（町から老人クラブ等への補助金）

以上を踏まえ、老人クラブ運営費のうち、以下の「◎」で示した高齢者等の見守り活動（友愛訪問活動）を新設します。それ以外の補助金は現行どおりです。

①＜老人クラブ運営費＞

会員30人以上の老人クラブ 22,800円×活動延月額

会員30人未満の老人クラブ 6,000円×活動延月額

◎高齢者等の見守り活動（友愛訪問活動）（新設）

老人クラブ（グループ数）×友愛訪問活動補助（月額500円×12月）

※会員8人以上で1グループを作り、高齢者等の見守り活動（友愛活動）を行う。見守り活動を行うために、

◇町・高齢者支援センター主催の「見守り講演会」へ参加すること（年1回）

◇老人クラブ会員、小学生や町内会等の地域の見守り活動を毎月1回以上行うこと

◇友愛訪問活動の年間計画、事業報告の提出を行うこと

②＜老人クラブ連合会運営費補助金＞

一般事業 定額180,420円

67円×老人クラブ連合会加入クラブ会員数

特別事業 東京都補助対象となった場合、194,000円の範囲内で支給
健康づくり事業 町長が必要と認めた額

補助割合（東京都から町への当該事業に係る補助金）

①東京都老人クラブ助成事業

◎老人クラブ運営費として 43,200円（1クラブ当たり）

◎老人クラブ連合会運営費 ※（2/3補助）

一般事業 定額180,420円

67円×老人クラブ連合会加入クラブ会員数

特別事業、健康づくり事業

②東京都高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金

◎老人クラブ運営費として 160,000円（1クラブ当たり）

実施期間

平成30年4月から

その他

平成29年度老人クラブ数、会員数及び瑞寿連への補助金額

会員数は29年10月1日現在

No.	ク ラ ブ 名	区 域	会 員 数	補助金額	主な活動歴
1	殿ヶ谷仲町寿会	仲	51	273,600円	グランドゴルフ、ペタンク、輪投げ、手のひらバレー、一人暮らし高齢者等の会員の訪問、小学校児童との交流、神社掃除、町内会事業への参加、料理教室、瑞寿連事業への参加等
2	石畑第二寿会	丸、神明	30	273,600円	
3	石畑上寿会	表東、表上	37	273,600円	
4	石畑旭寿会	旭	58	273,600円	
5	箱根ヶ崎第二寿会	6～9丁目 (その他)	54	273,600円	
6	長岡第一寿会	長岡、春日 東 長岡	46	273,600円	
7	長岡第二寿会	愛宕、水保	59	273,600円	
8	元狭山第二寿会	高根、駒形	64	273,600円	
9	元狭山第三寿会	栗原、富士山	67	273,600円	
10	さかえ町友好会	さかえ	40	273,600円	
11	富士見白寿会	富士見	49	273,600円	
12	松原若松寿会	松原	47	273,600円	
13	南平寿会	南平	35	273,600円	
14	長岡愛好会	長岡、春日 東長岡	41	273,600円	
15	元狭山第四寿会	栗原、富士山	31	273,600円	
16	元狭山第一寿会	二本木	88	273,600円	
17	上仲町倶楽部	上仲町	31	136,800円	

828

老人クラブ連合会への補助金額

年 度	H27年度(決算)	H28年度(決算)	H29年度(予算)	主な内容
補助金額	952,537円	987,000円	983,000円	
【内訳】一般事業(管理運営費)	243,000円	237,000円	233,000円	会議費等活動費
健康づくり事業	709,537円	650,000円	570,000円	健康づくり講演会、介護予防体操等
特別事業	—	100,000円	180,000円	多世代交流の促進等

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	瑞穂町保育所等における児童の安全対策強化事業費補助金
担当部署	福祉部 福祉課 児童係
担当者名	石川
補助対象	<p>国、地方公共団体以外の者が設置する東京都区域内に所在する認可保育所、幼保連携型認定こども園、居宅訪問型保育事業を除く地域型保育事業、認証保育所等（以下「保育所等」という。）とする。</p> <p>1 施設当たり 1 回のみの補助対象とし、買い替えは補助対象外とする。</p>
規程等	<p>【東京都】 子供家庭支援区市町村包括補助事業実施要綱及び補助要綱</p> <p>【瑞穂町】 保育所等における児童の安全対策強化事業補助金交付要綱</p>
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>保育所等において、午睡チェックを補強するための監視モニターやベビーセンサー等の設備や機器の導入に係る購入費、リース料、保守料、工事費等の経費を補助するものである。</p>
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	<p>保育所等において、監視モニターやベビーセンサー等の設備や機器の導入を促進し、保育士等の保育従事職員が行う午睡チェックを補強するとともに、保育従事職員の心理的な負担を軽減することで、午睡中の児童の安全対策を一層強化することを目的とする。</p>
補助金額	1 施設当たり 1, 0 0 0 千円
補助割合	東京都 1 0 / 1 0
実施期間	平成 2 9 年 4 月 1 日～
その他	<p>当該事業は、東京都子供家庭支援区市町村包括補助事業のうちの先駆的事業の一つとして、年度途中に追加されたメニューであり、平成 2 9 年 4 月に遡及して補助対象とするものである。</p> <p>また、現在、各保育所等において取り組んでいる午睡対応の代替となるものではなく、補強するものである。</p>

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	実費徴収に係る補足給付事業費補助金
担当部署	福祉部 福祉課 児童係
担当者名	石川
補助対象	子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定保護者に該当する者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属するもの及び中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯である支給認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として町が認める支給認定保護者とする。
規程等	子ども・子育て支援法 【国及び東京都】実費徴収に係る補足給付事業実施要綱 【瑞穂町】瑞穂町実費徴収に係る補足給付事業補助金交付要綱
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助する。
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	実費徴収額の一部を補助することにより、支給認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者の子どもの円滑な特定教育・保育等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする
補助金額	給食費（副食材料費） 児童1人当たり月額4,500円 教材費及び行事費等（給食費以外） 児童1人当たり月額2,500円
補助割合	国1/3、東京都1/3、瑞穂町1/3 ※子ども・子育て支援交付金及び子供・子育て支援交付金による。
実施期間	平成30年4月1日～
その他	